

令和6年第9回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和6年11月13日（水）午後 2時00分開会

委員長 根本 謙一 君
副委員長 星 次 君

○出席委員（8名）

1番	櫻井 幹夫 君	8番	星 次 君
2番	小柴 葉月 君	11番	鈴木 繁明 君
3番	荒川 佳一 君	12番	横山 知世志 君
5番	長嶺 一也 君	15番	根本 謙一 君

○欠席委員（2名）

4番	山内 豪 君	7番	小島 裕子 君
----	--------	----	---------

○事務局職員出席者

事務局 長	川田 佑子 君
事務局 次長 兼 総務係 長	関本 達 君
主任 主査	渡邊 純子 君

開 会 （午後 2時00分）

○副委員長（星 次君） 高嶋先生からご指導賜った点について、皆さんから再度、議会改革推進特別委員会を開催し、意見を聴取したいというふうに思っておりますので、ただいまから第9回になりますが、議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） 午前中の全協における高嶋先生の、我々の整理、仕上げたハラスメント防止条例案のご講評をいただいたわけですが、午後に至って特別委員会の開催ということで、誠に疲れさまでございますが、よろしくお願いいたしますと思います。高嶋先生のご講評をいただき、あるいは多くの議員からの質問等を踏まえまして、1つずつ確認し整理してまいりたいと思います。よろしくご協議方お願いしたいと思います。ご苦労さまです。

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、3、案件に入ります。

委員長の進行でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、まず高嶋先生の前置きのお話の中で大変重要なことが述べられておりますので、それは皆さんと確認の意味で少し申し上げたいと思います。

このハラスメントにおける最終被害者は町民であるのですよということです。ですから、この条例は町民のための条例であるという認識を持っていくのが重要ですよということだったと思います。また、我々のこの条例策定の努力に対しても敬意を表するお言葉をいただきました。大変恐縮に思った次第です。それから、職員と議員は条例上一緒にできないというところもありますので、それを踏まえながらのさらなる検討が望ましいということだったと思います。それから、各自治体で続々とこのハラスメント防止条例、いわゆるハラスメント防止条例が續々制定されてきておりますが、それぞれ皆さんばらばらだという表現されておりましたけれども、しかしこの大きな波、制定の取組に対しては高く評価したいというふうに述べられたと思います。

それを終えてからの先生のご講評の具体的なことに入ってしまったわけではありますが、大きく3点言われたと思います。1点目は、二元代表制を踏まえて、職員からの申出は町長を通じて受理すべきであるはずだということだったと思います。ですから、この点については、確かにそのとおりでありますので、修正が必要になってくるかなというふうに思った次第です。議論は後ほど頂戴します。

2番目には、第三者委員会はハラスメント否認の場合に限りで設置するとしてはいいのではないかとということだったと思います。このことは要綱の対応でよいのかなというふうには思いましたけれども、改めて委員各位のご意見、議論をしてみたいと思っております。第三者委員会は、まず多様性を担保して確保すべきであると。弁護士のみではなくて、元職員とか、ほかの第三者の3名程度で合議制をもって進めていくべきだと。それから、この設置に際しては必要性の基準を設けないといけないのではないかとということも言われておりました。確かに設置の場合は時間と予算が相当かかるということで、どこまで絞るかは難しいのですけれども、いわゆるハラスメントを当該議員が認めている場

合は省略してもよいのではないかということも付け加えて述べられたと思っております。

次に、3点目ですけれども、条例の対象者は制定公布日以降とするか、あるいは遡及できるかということで、結構長い時間お話しされておりました。これは、我々の条例案では公布の日から実施する旨書き込んでありますので、これは想定外のお話でしたけれども、一つの考え方としてこういうこともあるということの知見をいただいたというふうに受け止めております。いずれにしても、条例が抑止力に重きを置くとすれば制定後に限定すべしだし、その辺はしっかり整理していけばいいのではないということも助言としてあったと思っております。まず、このことで議論を進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、まず1点目の件です。いわゆる職員から直接申出を受けるのではなくて、町長を通じて受理すべきではないかというお話の点、指摘の点ですけれども、この件に関してご意見あれば。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 確認したいのですが、町のいわゆる要綱の中には議員は対象になっていないということによろしいですか。

○委員長（根本謙一君） では、事務局、関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 対象になっておりません。職員間同士の要綱になっております。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、お手元に条例案があると思いますが、ちょっと見てください。第7条です。第7条、事実関係の把握という条文のところで、読み上げますと、「議長は、議員または職員からハラスメントに関する苦情の申出または報告があったときは」というふうになっております。今日のご指摘を踏まえますと、ここは「議長は、議員または町長から」というふうにすべきかなというふうに考えられるわけですが、この点についてご意見あれば。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） フローチャートを見ると、①の左側の「（直接）」という部分を削るか削らないかになると思うのです。先生おっしゃっていた、自分たち逆の立場で考えると分かりやすいよなんていう話ありましたけれども、例えば、では自分が執行部に何かをされて、それを議長を通さずに直接、その窓口が設置されたとしていて、そこに行くかどうかという話で、たとえその直接のルートが削られたとしても、私は議長のところに行って申入れをして、議長経由で町側にその話を伝えるとは思っているので、議長がいることによって相談窓口相談しづらいということは想定しづらいのではないのかなと私は思ったので、先生の助言どおりにこの「（直接）」のところを削ったとしてもさほど問題はないのではないかと考えます。

○委員長（根本謙一君） 今、小柴委員から以上のようなご意見がありました。

ほかいかがでしょう。これを踏まえてもよろしいですし、新たに自分の考えを述べていただいても結構です。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 高嶋先生が言われたように、やはり直接職員が議会のほうに申し出るよりも、やはり町長を通してのほうがこれはいいのではないのかなというふうに思いますので、やはり町長を通してということで、そういうふうな思いであります。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私は、例えば職員が議員からハラスメントを受けた場合、私は直接でもいいと思っているの。というのは、全て町長を通せというのではなくて、直接申出があった場合、こちらから町長のほうと相談しながら、改めて町長からその申出を受けるという形を取ればいい話であって、直接こちらのほうに申し出てくるという部分については何ら問題ないのかなというふうに私は思っています。先生はそうおっしゃいましたが、私は問題ないと思います。

○委員長（根本謙一君） それは、先生の知見、いわゆる二代表制を踏まえた上で……

○12番（横山知世志君） もちろん。

○委員長（根本謙一君） 高嶋先生はあのように述べられたわけですが、それでも問題はないのではないかという横山委員の意見ですか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） いずれにしても、町長に報告もなしにこちらだけでやるということはないと思うので、申込みはこちらでもいいと思っています。それを町部局のほうに再度、こういうのが上がってきたのだけれどもということで改めて町長から話をもらえばいいのではないですか。私は、特に問題ないと思っています、二代表制であったとしても。

○委員長（根本謙一君） 横山委員の意見として分かりました。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も横山委員と同じような考えであります。ただ、先ほど次長からの説明で町の要綱には職員間のハラスメントの部分だけだということだったので、町もちょっとその辺、要綱等の整備なんかも必要かなと思ったのですが。

あと、第7条の規定なのですが、議長は職員から申出また報告があったときは速やかに町長に報告するものとするみたいな規定も入れておけば明確になるのか。それ条例でやるのか、要綱上で書くのか、両方考えられると思うのですが、職員からの報告、申出があった場合は、町長に議長はあったという事実を速やかに報告するというような規定を条例または要綱に定める必要があるのかなというふうに思いました。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 確かにちょっと、直接というルートを残したいという方々の意見を聞いていると、何でそれを残したいのかなと考えると、直接渡すことで自分が出した話の進捗状況とか、あと報告を随時いただけるような感覚はある。ただ、何かを通して、例えば町の相談窓口を経由させていってしまうと、何となく自分の出した問題がどこでどうなっているかというのが少々不透明になってしまうような感覚が持たれてしまうかもしれないなと思ったのです。ただ、高嶋先生が言っていた二元代表制の話とか、町長の職員に対する安全を保障する義務とかという話というのは、聞いてしまった以上、無視するわけには少々いかないのでは、例えば町相談窓口というのは絶対に通すと。町相談窓口から、町相談窓口、つまり総務課がこちらに提出するか、それともご本人が提出するか、それは本人次第というふうにすれば、どちらの意見も尊重できるのではないかなと。つまり、こっちに出される相談シートみたいなものがこっちに来ると思うのですけれども、そこに総務課の見ましたという判こがついて総務課から出されるか、その判こがついて本人から出されるかというその違いだけ、つまりここにワンクッション入れるだけで、どちらの意見も尊重できるのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 思い起こせば、この条例制定のきっかけ時の議案を想定しますと、町職員のほうから両方に、議会議長、それから町長宛て、両方に出されました。ですから、改めてそれを受けて町長から議会のほうに調査依頼を出されてきたという経緯があります。今日の高嶋先生のお話を聞けば、なるほど、それが一番形としては望ましいのだなというのを納得感持って伺ったわけですが、でも今の各委員の意見を聞くと、直接も残す方策が本当に必要なのかどうなのかというところが1つ論点かなというふうに思っております。あまり複雑にしないで、シンプルにして要綱もつくり上げていったほうがいいのかと、あれもある、これもある、こんな方法もあるなんていうことよりも、やっぱりしっかりした機関を通して、しっかりプロセスを整備しておくことのほうが私はいいかないかなというふうに皆さんの意見を伺いながら思った次第ですが、ほかの方ご意見あれば。

荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 皆さんの意見を聞いて、結構いろんな考えがあるのかなということで私も感心しているところでございますが、私の考えからすれば、先ほど先生が申し上げたように、町長から議長へというのをまず基本にしまして、ただ町長から直接ということになる前に、まずは本人から係長、課長という形で、副町長という形でたしか上げていくと思うのです。その中で、実際中で変えられるということはまずないかとは思いますが、スピーディーにするには、先ほど皆さんからの話もありますように、直接ということも考えられると思います。なので、私の考えは、まず町長から議長へということで、条例についてはそういうふうに制定しておきまして、ただし書をつけるかどうかはちょっと疑問なのですが、ただし直接申入れするというのも可能という形で、そういう道も入れておくべきかなということでは考えております。なので、直接議長にもお話しすることも可能だと、事務局ですか、事務局にも可能だということも入れておいたほうがいいのかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ここに至っては全員からご意見を伺いたいと思いますので、櫻井委員、いかがでしょうか。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、この件についてはどちらでもいいと思っております。例えばこの条例の中で何かを変えるとすれば、第7条に「議長は、議員または職員から」と書いてある部分を削除するだけでいいと思います。本来、直接来るべきものではないと思いますけれども、直接も窓口に提出というか、相談ができるという体制を取っておくのは問題ないと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、最後に星副委員長、お願いいたします。

○8番（星 次君） 町職員の要綱においては、直接上司に報告して、最終的には町長まで行くということでありますので、その被害者の申出は町長まで行くのであって、町長から被害届ということでは報告を議長にすれば、何も本人から申出しなくても本人の意思は通ずるのではないかなというふうに思っていますので、その辺は直接でなくても私はいいのではないかなというふうに、本人の意思は通ずるのではないかなというふうな感じでおります。

○委員長（根本謙一君） 今日2名の委員が欠席、お休みなので、全員からというわけにはいかなかったのですが、考え方が半々だなというふうに思っております。最終的に、私の受け止め方ですけれども、直接、私は一応理想形でいきたいなというふうに基本的に思っていて、そして不都合があれば改正すればいいのであるから、そういうふうな条項にはなっておりますから、そこはあんまりかたくなにする必要はないのではないかなと。基本的に、今日の高嶋先生の話からして、やはり私らは二元代表制というのを常に意識して議員活動はしていく必要があります。そこはしっかりその機関を活用して事に当たるということに立てば、私は、町長からしっかり議長に申入れをいただくと、申出いただくということのシンプルな形にしていくべきかなというふうには思っております。どうしても直接がなくなったことで訴えづらくなったということは、どう考えても考えづらいので、そこはそんなに心配する必要はないかなというふうに私自身は思っていますし、ほかの条例見ても、そこまでなっているところはそうはないというふうに認識しておるところでございます。ですので、ここは直接も残してということではなくて、町長からというところで整理しておいてよろしいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。今までの皆さんのご意見、直接という話もしっかり今後に生かせれば、必要ならばそこに修正していくという考え方です。

どうぞ。横山委員。

○12番（横山知世志君） 現実的に考えますと、例えば被害を受けた職員は、ちょっと冷静でない状況にある場合もあると思うのです。通称でいう頭にきたとか、かっかしている場合があると思うのです。それは直接やっぱりこっちに言ってくるのが筋だろうと思うのですが、そうした場合、事務局としては、これは町長から下さいよというふうに突き返すような形になります。だから、私は別にこのままでいいのではないかと改めて申し上げたい。もちろん二元代表制については十分それは承知して

います。町長から言うのは当然、それは筋としてはそのとおりだと思うのですが、現実問題として、突発的な部分で、私は直接職員のほうが事務局なり議会のほうにそういうふうに苦情を申し出てくるのが普通ではないのかなというふうに思います。係長だ、課長だ、副町長だと言っているうちにだんだん熱が冷めてしまったりすると、何かいろいろゆがむ部分もあるのだらうと思うので、私は残すべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） 条例が制定されれば、当然その仕組みも要綱も全部周知されるわけです。そうすると、申出は、職員の場合は町長を通じてということになるわけですので、直接訴えたら突き返されたなんていうことは、私は生じることはちょっと考えにくいと思うのですけれども、そこはどうでしょう。だって、これ周知されるわけですから。こうすればいいのだからって、訴え方はこうするのだなというのがしっかりフロー図も含めて公表されるわけですので、そこはそう心配はないのかなというふうに思いますけれども。これ直がなくなったからって、訴えづらくなって、うやむやの悶々抱えて日々の仕事に支障出てくるというのはちょっと考えにくいと思うのですけれども。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 最後に1つだけ申し上げますが、やっぱりその申出のルートは2つあったっていいだろうと私は思います。あとは、これ以上申し上げません。

○委員長（根本謙一君） これ、大変恐縮ですけれども、正副委員長に一任していただけますか。皆さんのお気持ちは十分に承りました。ここで多数決でやりましょうということではしたくないので、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） どうですか、鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 異議なし。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうですか。いいですか。

○5番（長嶺一也君） 異議なし。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員もご了解いただけますでしょうか。

○1番（櫻井幹夫君） 異議なし。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、いかがですか。

○2番（小柴葉月君） 異議ありません。

○委員長（根本謙一君） では、そのように正副委員長で再度協議して結論を出させていただきます。ありがとうございます。

では、次、2点目に参ります。第三者委員会の設置の仕方なのですが、先生の弁はいろいろ申し上げました。私なりに書き留めておいたものをご披露したわけですが、こんなことも言っていたという私の抜け落ちもあるかもしれません。それも含めて設置の仕方、在り方についてご意見をそれぞれいただいきたいと思います。いかがでしょうか。

横山委員、まず。

○12番（横山知世志君） 加害者とされる人が認めれば必要ないというような先生だったのですが、この場合、議会運営委員会、これは議会運営委員会で協議することになっていますが、そこも必要ないというふうな捉え方なのか、そこは必要だということなのか、そこがちょっと私分からなかったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） これは、いずれにしても議運の中で協議事項になるということで条例上はなっているというふうに理解していいと思います。

○12番（横山知世志君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私は、この件につきまして先ほど質問したわけなのですけれども、これにつきましては、高嶋先生については、加害者であろう議員がしていませんよと否定したときには第三者機関を設置しまして調査することが望ましいというようなことで回答だったものですから、このために第三者機関の規定なんかを設ける必要はないのかなと。その場合は、最後の第11条に議長が別に定めるというふうにもなっていますので、そこに全部押し込んで対応すればいいかなというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 確かに、これはいずれにしても、もしもの場合設ける場合はということで、要綱対応でできるかなというふうに思っています。いずれにしても、別に定めるというところで、どういう形で整理するか、それは最終的には皆さんの合意をもって進めていきたいなというふうに思っております。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 本人がやはり認めたときには第三者機関は設けなくてもいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私も当事者同士、当事者、加害者も被害者もなのですが、納得すれば第三者委員会は必要ないと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。ただ、先生の話の中で、どこまで絞るか、なかなか難しい面はありますねということも併せておっしゃっていたと思います。この難しさは、よくよく考えると、確かに議運のほうに任せられてもというところが出てくるかもしれません。そういうことも踏まえて、我々が用意していたフロー図には必要に応じて有識者からの助言というふうな1項を入れておいたわけなのですが、この点について先生から疑問点を指摘され、しっかりした多様性のある第三者機関を設ける必要があるのではないかなということだったというふうに受け止めております。

では、星副委員長。

○8番（星 次君） 第三者委員会については、当事者間の調査はもちろんです、中立性ということで先生言われておりますが、中立性、有識者だからということでもありますけれども、私たちは、今荒川委員が言われたとおり、当事者間で納得すれば議会運営委員会の調査でも済むのではないかというふうな考えでおりますので、第三者委員会の設置については必要ではないというふうな理解をしております。

○委員長（根本謙一君） 今の話の中で当事者間が納得すればということですが、納得というのはどういう納得か、設置するかしないかは、当事者が決めるのではなくて、我々の規則の中でしっかりそれは基準を設けておかないといけないのではないかなというふうに思うところですが、ここは議論の余地があるかなというふうに思います。

横山委員。

○12番（横山知世志君） それは、先ほど高嶋先生も言っておられたように、必要性の基準を明確にしておかないと後でもめることになると思うので、その辺は別に定める要綱ですか、その中に盛り込めばいいのかなとは思いますが。しっかり基準だけは明確にしておく必要があるのだろうと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、櫻井委員、いかがですか。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、高嶋先生のお話はありましたが、このまま必要に応じてという部分がいいと思います。否定された場合、全て第三者委員会を設立するには、やっぱり費用的負担があまりにも大きいと思います。

○委員長（根本謙一君） それでは、小柴委員、いかがでしょうか。

○2番（小柴葉月君） これって、必要に応じてのところの必要の度合いを書いておけると言われましたけれども、ここに書いた必要に応じて有識者からの助言等と書いたときに、この有識者って何か想定していましたっけ、私たち。

○委員長（根本謙一君） 有識者は弁護士等です。まず頭に来るのが弁護士を想定。それも町執行部側に弁護士常設してありますから、そこで聞けることもあるのではないかという話は、会議の中では出ていませんでしたけれども、それを想定できるのではないかと。あるいは、ほかに必要な場合があるとすればというところまではまだ我々は議論はしていませんでした。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 多分、この必要に応じてというところって、本当にお互いに決着もつかないし、何かもう我々もどうしていいかわからないというときだと思うのですが、必要に応じての必要の度合いは多分分かると思うのです、自然にもう。これ無理ではないみたいなきだから。だから、どちらかというと、いつか頼るであろう有識者とは誰なのかというところだけ想定しておいてあげればいいのではないかなと。要するに、さっきいただいた助言、アドバイスでは、弁護士というの

はあんまり頼りにならないからねという話あったではないですか。だから、例えば元公務員だったりとか、そんな話ありましたけれども、最低3人くらいは必要かなんて話ありましたけれども、その有識者というのが具体的にどんな人なのかというのを、例えばこういう人、こういう人、こういう人、こういう人みたいな感じで用意しておいてあげれば、必要に応じての度合いは決めなくてもいいのではないかなんていうふうに思いますけれども。

○委員長（根本謙一君） 今、必要に応じてという話で、そこだけちょっとフォーカスして話が出ていますけれども、先生の一つの提案としては、認めない場合は当然争うことになるから、やっぱり客観的な中立性を担保されている第三者委員会が必要であるだろうと。認めれば、それは省略しても問題はないだろうと。この2通りを考えておく必要があるのではないかということだったと思います。必要に応じてという言葉だけやりますと、確かに、認めたとしてもどの程度のハラスメントなのかということに入っていくことも1つあるわけですので、そこはまた議論の余地があるのかなと。ただ、基準は、基本的にはハラスメントは、ひどいだろうが、軽いではなくて、ハラスメントは人権侵害だよというところに立脚すれば、ハラスメントの程度問題は議論の余地はないのではないかなというふうに思いますから、当事者の是認、否認、これが一つの分かれ目にはなるとしても、それだけでいいのかというところは皆さんとまた議論しなければならないことかなというふうに思っています。いずれにしても、第三者委員会の設置については、否認の場合どういう書き方がいいか、これは事務局とも相談する必要がありますけれども、基本的には、是認の場合は議運で、否認の場合は第三者委員会設置というその2パターンを文章化しておくということで現段階では整理しておいていいかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は、そうしたほうがいいのかと思います。2本立てというか。

それから、高嶋先生も専門的知見を持った方というふうにおっしゃっていたのだけれども、こういう場合の専門的知見というのはどういう人たちを言っているのだからちょっと、弁護士の話をしているのか、あの辺もちょっと分からなかったなと思って。今思えば。専門的知見というのはどういうやつを言っているのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 普通に考えれば、ハラスメント問題に関わったそれなりの専門的知見をお持ちの方ということになりますよね。ただ、弁護士だって全く経験ない方はいるし、町の弁護士だって多分そんな経験あるとは思えないところありますし。それはしかるべき、県に相談するなり、探すのはどうなるか、探せるのかどうなのかも含めて今は何とも言えないところかなというふうには思います。ただ、事前の打合せのときでしたか、国には、国の人事委員会、人事院ですか、そこにはそういうハラスメントの専門家は何人かおられるようですけれども、ただいわゆる県、自治体レベルではあまりいらっしゃらない、まだその辺の整備が不十分だという話は聞いておりまして、幾ら職員から直接人事委員会あるいは公平委員会に相談をかけられても、スムーズに対応できるかというのはまだ

まだ不十分だというお話は伺っております。

では、いかがでしょう。これ設置の仕方として一応2通り文章化してみると。これは要綱対応で可能であると思っています。別に定めるというところを活用しまして。事務局、それでいいですね。どうですか。助言いただければ。

事務局次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 2パターンに分かれるというのはいいと思うのですが、高嶋先生も言っていたとおり、最終的な判断自体は、どちらのケースでもやはり議運で判断するとしたほうがいいと思います。第三者委員会のほうで決めるのではなくて、第三者委員会の結論を踏まえて議運で決めるというのは踏まえなくてはいけないのと。あと、議運で関係者から聞き取りすればハラスメントがあったかどうかというのは何か分かるような気がするというか、そこで分からないのであれば、ハラスメントは不認定とするほかないのかなと思うのです。なので、すみません、何か議論とちょっとずれているかもしれないのですが、その第三者委員会というのは本当に、もちろんあればいいのでしょうけれども、後で別に定めればいいと、ほわっと置いておいても何かいずれ大変な問題になってくるなというような感じがして、後に先送りしてしまうのは楽なのではけれども、実際そこを活用してやろうと思ったときになかなか大変なのではないかなというふうにちょっと感じました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。今、事務局次長のほうから先送りの話ありましたが、いずれにしても条例案が決定すれば一応条例として上程していくわけですが、同時に、別に定める、よその事例を見ますとまだまだ不整備なところもあるようですが、我々としては、これだけ議論してきて、整理してきて、いろんなご意見を交わしてきた立場からすると、先送りせずに、要綱とフロー図も含めて必要なものはしっかり整備していくというスタンスで、先送りはしないというところで進んでいきたいなというふうに思っております。よそみたいに、それはまだつくっていませんでしたとか、そこは分かりませんなんていうことではなくて、これだけ時間を使って皆さんと議論してきたわけですので、そこはしっかり先送りせずに整備していきたいと。事務局の協力なしにはできませんから、事務局には相当ご苦勞はかけますが、今の事務局次長の不安、懸念も踏まえつつ、そこは素案的に整理して皆さんに再度お示しして、しっかり委員会の合意として整えていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

では、ほかになかったら、2番はそういうことで一応整理しておくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

次に、3番目ですが、この3番目の条例の対象あるいは対象者を遡ってまで対象にするか、

そのことが先生からいわゆる逆提案みたいな、問いかけみたいなを出されましたけれども、想定外のお話でしたが、我々の条例案上は公布日以降の、公布日から施行するというふうにしていますので、まず遡及ということは考えられないということで私はよいと思っています。皆様からご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も、先生のほうから過去に遡るかどうかという話はあったのですけれども、そういう話が出ること自体ちょっと想定しておりませんでした。公布の日から施行するとなっているので、過去には遡らないで公布の日からというようなことで、議員総意の意思決定をすればいいだけの話かなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私も基本的に今の長嶺委員と同じなのですが、この条例は公布の日から施行する、この施行はこの日でもいいのですが、以前の部分に持ってきてそれは駄目だということでお断りするのだから、それとも、はっきりその辺が何か読み取れないなというふうに私も思ったので。私も前の部分は遡ってほしくないのですが、ただこの条文だけだとどうなのかなというふうにちょっと不思議に思ったのです、先ほど先生の話聞いて。これでも前のやつが出てくるという可能性はあるのだからどうか、ちょっと分からないのですが。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。今の点について。

では、星副委員長。

○8番（星 次君） 今の横山委員のその部分を生かす場合は、附則の中に適用範囲という部分を設けて、この条例以前の例えばあった場合は、事件というか、事案があった場合については何々に遡って適用させるというふうな条項を1つ加えなくてはならないのです。

○委員長（根本謙一君） では、横山委員。

○12番（横山知世志君） そうすれば、逆に遡及しないというふうな文言も入れなくてはならないということだね。要綱に入れるのだから、ここに入れるのだから別として。逆の意味という。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） その部分は入れなくても大丈夫なのです。ここでもう公布の日から施行するというふうにうたっていますので、それは入れなくてもいいと思います。それ以前はやらないよということだから。公布の日からというふうな適用ですから。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、この条例案のままで施行日から施行するということで決定したいと思います。よろしいですね。

〔「委員長、確認したい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） しかれば、なぜ高嶋先生はあんなふうな指摘をされたのだろうと思いますか。私も分からないのだけれども。

○委員長（根本謙一君） 私もちよっとはかりかねるところはありましたけれども、そういうことも考えられるのだなという。民事上、刑事上の話もされていきましたよね。権利としてはあるのだよと。でも、メモ書きあるのですが、権利上はあるけれども、期限があるとか、権利上はあるかもしれないけれども、民事上は時効があると。それから、時効があるから、法律上は担保されない場合もあるということをおっしゃったかと思います。これを遡ることができるようになれば、なかなかこれまた難問を抱えることになる。なかなか納得できないかもしれないけれども、善後策として二、三年までとするとか、そんなこともたしか例としておっしゃったかと思いますが、いずれにしても我々の条例上では施行日から施行するというふうにしておりますし、よその事例を見ましても、ほとんどがこういう形で制定されているということで認識しています。

では、関本次長。何か助言あれば。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 何か遡ることもあり得るように高嶋先生もおっしゃっていたのだと思うのですけれども、公布の日から適用して施行するのだよという認識が入った文面だといいのだと思うのですけれども、それが施行するだけでもそういうふうに取りれるのか、例規のほうと確認してみたいと思います。要は遡らないよというニュアンスを入れたいのだということで相談したいと思いますので。

○委員長（根本謙一君） 今の点は押さえておきたいと思います。

以上、先生からのご講評で述べられた３点については一応全部、皆さんのご意見をいただいて整理できたというふうに思っています。そのほかで、横山委員、それから長嶺委員、根本剛議員からも質疑あったのですが、それは上記の３点の中で一定程度ダブって整理できていますので、差し支えないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 問題ないと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかの方で、こういう点があったのではないかとか、何か気づき、あるいは私の気づかない点がありましたらご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、一応休憩取ります。そのほかの案件は一応想定はしておりませんけれども、これで一旦休憩を取りまして、10分間、3時10分から始めさせていただきます。

では、それまで休憩いたします。

休 憩 (午後 3時01分)

再 開 (午後 3時13分)

○委員長（根本謙一君） 2分ばかり時間早いですけれども、再開いたします。

それでは、1つ確認漏れがありました。これは、委員全員で認識を共有し、決定しなければならぬ事案であります。と申しますのは、条例上、附則、施行期日の部分です。この条例は公布の日から施行するというふうになっているところですが、先生からのお話の中で、遡るのか遡らないのか一つ整理する必要がある。遡って対応するのか、しないのか。今のこの当委員会、この場での話の中で、確かに相談、申出の日は施行日以降であっても、被害の発生事案が施行日以前の場合もあり得ると。その場合はどうするのか、この点についてはまだ議論をしておりました。先ほどまでは、条例施行日以降の被害、相談、申出という思い込みで整理したわけですが、前段の部分、施行日以前の被害についてどうするかという部分について、改めて共通認識を図る、どうするか、これは決定しておかねばならないと思いますので、ご意見を頂戴してまいりたいと思います。いかがでしょうか。

〔「ちょっとこれ説明一回」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、関本次長から簡単に説明、この図をもってお願いいたします。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） この図の1番は分かりやすいと思うのです。施行日以降に被害があって相談を受ける、これを対象とするというのは分かりやすいと思うのですが、②番の例は、いわゆる当町議会で以前に起こった事例を考えますと、例えば1年前にこういう被害がありました。今回、条例を施行した後にその被害者が相談してきた場合に、それを対象とするかどうかというふうに考えると分かりやすいと思うのですが、それが例えば何年も前の話だとちょっとどうなのかなという気もしないではないですけれども、仮にこれが施行日の数日前だったというふうになると、確かに何か救ってあげる方法はないのかなんていうふうにも思うわけなのですが、ある一定の線引きは必要だと思いますので、1番に書かれたようなのだけを対象として条文を書き込むのか、あるいはこういう過去の被害に対しても救えるような書きぶりに、書きぶりというか、そういう制度設計をするのかというところで確認が必要なのかなというところです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上の説明を受けまして、各委員から改めてこの件に対して、どういうふうにしたらよいのか、すべきなのか、ご意見いただきたいと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） ②につきましては、各委員共通認識といたしまして、昨年議会内で発生したハラスメント、パワハラ的事案が想定されると思うのですが、その事案につきましては、加害議員か

ら職員に対して謝罪もありました。あとは新聞報道にもなりましたということで、それ以降のハラスメントの事案は特に聞いてはおりませんので、②につきましては適用外としまして、先ほど次長のほうからお話があったとおり、法規と相談しまして、附則での表現で事足りるのかなというふうに思います。例えば、この条例は公布の日から施行し、公布の日から適用するみたいな表現で事足りるのかなというふうに思います。その辺は、次長は法規のほうとよく相談していただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかありませんか。なかったら、今のようなことで共通認識として決定してよろしいでしょうか。いわゆる施行日以前の被害発生事案は対象としないということになります。書きぶりについては、もう少し丁寧なといいますか、きれいな書き方があろうかと思いますので、執行部の法規担当のほうと相談させていただきながら事務局で整理するということがご理解いただけますでしょうか。いかがでしょう。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで決したいと思います。事務局、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） よろしく願いいたします。

今日の案件は一応、検討としては以上で終わりたいと思いますが、何か欠いている部分があったとしたら……

横山委員。

○12番（横山知世志君） 石岡市議会の分、これ何の資料。

○委員長（根本謙一君） これ石岡市の条例、これ9月に制定されたばかりだそうです。高嶋先生のほうから私どもの条例案と似ているねという話が出まして、ではその石岡市の条例を見て皆さんに参考にしていただいて、何かの折に生かしたらいいのかなという思いで皆さんにお配りしました。ここで私が思うのは、これから我々のほうでは要綱とフローチャート図をまたつくり上げなければなりません。修正して。それから、逐条解説も整理していかなければなりません。そういう今後の業務もある中ですので、本当に事務局にはご苦勞をかけることばかりなのですけれども、議員各位におかれても、この石岡市の中に分け入って要綱等を見られたら見ておいていただきたいなというふうに思った次第です。あるかどうかは分かりません。今日高嶋先生からいただいた情報で条例を出してみたということでございます。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 事務局にお尋ねします。第6条の第3項の一番下に公正職務審査会なんていうのこれあるのだけれども、我が町にはこれはなかったのだっけか。

○委員長（根本謙一君） では、川田局長。

○議会事務局長（川田佑子君） この名称、この役割、これと同じようなものがあるかどうかというのは、すみません、今の段階ではちょっと把握はしていませんけれども、役割的に同じものがあるかどうか、ちょっと改めて確認いたします。

○委員長（根本謙一君） 今ホームページ開きますと結構入っていきますので、どこまで公開されているか分かりませんが、独自に調査研究しておくというのは大変今後に有効ですので、それは各委員の判断にお任せしたいと思います。

それでは、最後になりますが、今日協議した結果を総括的に皆さんと確認してまいりたいと思います。まず、1点目についてです。職員からの直接の申出については、二元代表を踏まえて、町長を通じて受理していくべきではないかなというところで、委員各位からは、やはり直接職員から申出も設けておいたほうがいいのではないかなという声も多々ございました。それを踏まえまして、正副委員長に一任していただいて決定させていただくということになった。

2点目については、第三者委員会の設置に関してですけれども、これはハラスメントを認める場合は必要ないけれども、認めない場合においては設置をするという2通りのパターンを要綱で落とし込むと。詳細については、基準的なところはなかなか難しいところもありますので、それは今後また改めて皆さんと相談していきたい。

3点目ですけれども、条例の対象あるいは対象者は、この条例の公布日を施行日とするというふうな条例上なっていることから、遡っての被害事案については対象としないということにしたと。

以上で間違いないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、そういうふうの確認させていただきました。

事務局からはほかにありますか。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 確認ということで、今日講評を受けて、全議員が一応受けた中で、今第9回目の委員会を開いた内容を全議員にまたフィードバックする必要があるのかどうかというところと、あと大筋の日程というのは、今後の日程は変わっていないのかということと、次回の委員会いつ頃想定していて、そのときに何の話をするのかと、いわゆる要綱のたたき台みたいなのをみんなで議論するのか、そこら辺ちょっと確認したかったです。

○委員長（根本謙一君） まず、今日の講評いただいた結果、修正点も含めて、これを全議員に周知する、これは必要だとは思いますが、今の段階でいつ、なるべく早くということ、速やかにということかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、今後の日程ですけれども、12月会議を踏まえまして、これから、先ほど申し上げましたように、要綱、それからフロー図、それから逐条解説書、この整備もありますので、一つ一つを一々毎回特別委員会を開催というわけにいきませんので、ある程度この3点を整備して、それから特別委

員会開催の日程を取るということでいくかなというふうに考えられるのですが、事務局の受け止めとしてはいかがでしょう。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） その要綱をつくるに当たって、先ほど小柴委員からもありましたけれども、例えば有識者って誰とか、結構細かいところまでイメージできないと書きにくいかな、要は別に定めるといったところをしっかりと定めないと駄目だよねという委員長の話あったと思うので、つくるに当たってなかなかちょっとイメージしづらいところ、あと予算的なところも含めて本当にどういう人を何人、年間雇うのか、その都度なのか、予算措置はするのか、しないでいて直近のところで上げるのかとかも多分聞きたいことがいっぱいあるのですけれども、何か議論しないまま事務局案でつくるといってもなかなか難しいなというところなのですけれども。そこら辺まで書き込んである先進地事例も探したのですけれども、なかなかないので、うち独自でつくらなくてはいけないというところと、それだけの肩書というか、有識者、どういう人に何人、どういうふうに頼むのかというのは、ここでみんなで話し合ってもらわないとなかなか、事務局がと言われても大変なところなんです。みんな何となく総論では第三者委員会あったほうがいいだろうと思っていると思うのですけれども、なかなか実際はどうしたらいいのかというところまで言っていただかないと作り込みもできません。と思いました。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。確かにと思うところもありますけれども、いずれにしても事務局に丸投げするつもりはありません。いずれにしても、それまでに正副委員長と事務局で逐次そこは具体的な打合せをしながら整理していく必要があるなと思っています。その過程で、ではいついつ頃委員会開催可能だねというところを見通せてくるのではないかなというふうに考えています。あと、よその事例も、今関本次長のほうからありましたように、完璧にそろえているところは、現時点で調べている限りは、ないと思っています。ただ、あるところはあるかもしれませんけれども、私が調べた限りではないので、そこはあんまり、100%そろえないと上程、施行できないということまで考える必要はないのかなと思っています。と申しますのは、この1年間見てみますと、議会の中で多少のさざ波や、あるいは懸念は全くないとは言いませんけれども、以前から比べたら少し抑制心が生まれてきているなというふうに感じているところあります。これは個人によって違うかもしれませんが、まさにこの条例制定に向けていくさなかの望ましい影響も私は少しずつ出てきているかなというふうに思うところあります。なかなか人って簡単には変わらないところもありますし、ただし我々がこの条例を制定する志、そもそもから生じて、これはまかりいかんということで立ち上がってこの特別委員会が全員一致でつくられたわけですので、全議員が頭の中にはこのことは置かれていると思います。少しでも抑止力として働きかかってきているなということからしても、全ての準備が整わない限り条例制定、上程はできないとは私は考えておりません。関本次長として予算措置のことも懸念を述べられましたけれども、これ常時予算化しておくなんていうことは、どこの自治体もな

いとは言いませんけれども、私は知りません。事案が発生したら、そこに入っていけばいいのではないかなと思っています。ですから、一定程度、これでスタートできるなというところまで整えられるものは整えていくということで進んでいったいいのではないかなというふうに思います。当然、正副委員長と事務局で素案、たたき台をつくって、またしかるべきときに皆さんに提示して、議論して、整理して仕上げていきたいというふうに思っています。ですから、今後の日程を今こうこう、こうこうと言うわけには現段階でいかないということもご理解いただければなというふうに思います。ちょっと長々と話ししてしまいましたけれども、以上ですけれども、いかがでしょうか。何かありませんか。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 要綱とかフロー図等につきましては、条例が制定されてからになろうかと思うのですが、条例を上程するタイミングと、あとは私その上程するタイミングがちょっとよく分からないので、その辺はどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（根本謙一君） 条例制定。条例上程。

○5番（長嶺一也君） 議員提案のタイミングです。

○委員長（根本謙一君） それは、正副委員長、それから事務局とも折に触れてそのことを相談してきておりまして、少なくとも12月会議は無理だと。12月会議は無理ですねと。スムーズにいつて1月会議かなと。ただ、ばたばたとしてつくることはしないで、十分に議論して我が町議会の条例化を進めましょうということは共通認識として正副委員長、事務局で言ってきていることです。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。その辺も正副委員長にお任せしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ほかありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、委員からはなしとして、では事務局のほうから何かありましたら。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 1つ、すみません、もう根本的な確認なのですが、第三者委員会はまだつくるということ、要は加害議員が認めない場合は必ず設置するということで決まったということよろしいのですか。先生の意見にもあったように、当然、ハラスメントが起こることによってその発生する費用を税金から捻出するということになります。町側にもその説明しなくてはいけなくなると思うのですが、それはお金がかかっても、それは必要経費としてしょうがないと。要は、当初の案では、有識者からのというのは町の弁護士を想定していた部分もあるわけなのですが、そういうのでは駄目で、やはりそういう最低3人のいろんな方面の有識者の方に、意見が合わない場合、加害者と被害者の意見が合っていない場合は、ほとんどがそういう場合になると思うのですが、そういう場合は必ず設置するという委員会の考えで決まったということによ

ろしいでしょうか。そこだけ、すみません、最後確認します。

○委員長（根本謙一君） 先ほど②で確認したように、2通りのパターンをつくっておくということです。ですから、第三者委員会をつくると。認めない場合は。認めない場合はということです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 私も若干そこやっぱり気になってはいたのですが、何か話がまとまっていっぱいだったのでも何も言わなかったのですが、私もそこ少し気になっていて、何がこじれたかという、多分、私たちがつくっていたものには、第三者委員会を立ち上げるではなくて、必要に応じて有識者からの助言等を求めるというふうにしていたと思うのです。つまり委員会をつくるのではなくて助言をもらうという。委員会を立ち上げるということは想定していなかったと思ったのです、これ。私たちがつくったものでは。ただ、今日の午前中の高嶋先生からいただいたフィードバックだと、高嶋先生は第三者委員会ありきで話していたと思ったのです。だから、私たちちょっと勘違いをしてしまったと思うのですが、多分もともとの話は、この案は、私たちがつくった案は、第三者委員会を立ち上げるということは想定はしていなかったですね。高嶋先生は、第三者委員会は立ち上げるという頭で、必要に応じてと書いてあるから、その必要に応じてというその度合いをちゃんと決めておきなよと言っていたので、ちょっと若干食い違っているのかなと思って。そこで私たち錯覚して、第三者委員会は立ち上げるものだと思いながらここで話していたから、当初の予定と今話しているのが若干食い違っているのかなと薄々思っていたのですが、どうでしたっけ。

○委員長（根本謙一君） いや、そのとおりですが、今はそういうふうに小柴委員が思い立ったのかもしれませんが、それ高嶋先生に質問していただきたかったなというふうに思います。いわゆる必要に応じてというところで先生が言われたのは、必要に応じて弁護士となると、やっぱり偏りがあると。中立性、客観性にやっぱり望ましい状態ではないという意味合いで言われたというふうに私は受け止めました。第三者委員会、確かにお金かかるのですが、それ常時つくっておくという話では私はないと思っていますので、お金のことどうしても、1,000万というのがどうしても引かかるのですが、常設だと確かにそのぐらいかかるのかもしれませんが、常設ではありません。万が一の場合のことですので。今般の我が町議会の事例からしても、もう本人が認められて謝罪したと。一定程度新聞に報道もなったので、ある意味公表されたと同じなのなのですが、そういうことからすると、よほどのことでない限りは第三者委員会設置というのは私は発生しないのかなというふうに思うところです。ただ、万が一の場合、そういうことも想定しながらつくっておくというのは、これはあり得ることなので、そこで落とし込んでいけばいいのかなと思っていました。確かに小柴委員言われたように、今までの我々の条例づくりの中での議論では、第三者委員会は想定していませんでした。確かに。必要に応じて弁護士知見を、有識者の知見を活用というのはいろんな場面でよく出てくる言葉なのですが、事務局からは町の弁護士もありますねというような話も確かに出ていましたけれども、果たしてその方がハラスメントに精通しているのか、その部分の知見を

お持ちなのかというのは、これは分かりませんから、そこも含めて詰めていくとなかなか整理しにくくはなるのですが、もしの場合はやっぱりそこまで踏み込んで対応しなければならないことになるでしょうが、現時点ではあまり、ではそこどうするのだというところまでは私は、詰めておかなければならない、そうでなければ次に進めないということではないのではないかなというふうに思っていますが。いかがでしょう。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） たしか第三者委員会の議論って1回していたと思ったのです、記憶では。要するに、この条例の案をつくる過程の中で、第三者委員会は設置するかしないかという議論は1度していたと思ったのです。高嶋先生やほかの自治体を参考にして、第三者委員会は確かに必要だ、だがしかしという議論をしてこの案が出来上がったと思っていたのです。ただ、ちょっと今議事録も持っていないですから、具体的にどんな意見があつて、結局この案に第三者委員会という言葉を使わないというふうにしたのか忘れてしまいました。記憶では忘れてしまいましたけれども、たしか、必要だ、けれども、うちはこういうことでこういうふうにしようみたいなことになっていたと思ったのですけれども。高嶋先生からのフィードバックいただいて、改善しなければなどというのは分かるのだけれども、この前たしかみんなでそのこと話したよななんて。要するにその議論した時間は無駄になってしまうのかななんて。どんな議論をしたのかちょっと忘れてしまったのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、そういうこと確かに議論した経緯、私もつまびらかに記憶しているわけではありませんけれども、確かに議論した時点あります。ただ、それが無駄になったとは思っていません。それを踏まえて一応条例化してきたけれども、やはりそれでも疑問点、懸念というのはこういうことですよということで今日の高嶋先生のお話をいただいたわけなので、私は過去の議論が無駄になるのかなという懸念は持たなくてもいいのではないかなというふうに思いますけれども。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 私は、別に無駄になっているのではないかと怒っているのではなくて、たしかそこで議論されたことって、例えばスピーディーさがなくなるよねとか、あと経費かかるよねとか、実際に私たちの周りに有識者といっても思い当たらないですかみたいな現実的なことを考えた上で、無理だよね、ちょっと難しいよねという話をしたと思ったのです。つまり我々は、関本次長が今、要綱をつくるに当たって、ちょっと今事務局で要綱作ってと言われても、なかなか詳しいところ書けないですねと言ったところを我々は事前に考えていたはずだったのではないかなと私は記憶の中で思っているのですけれども。別に怒っているわけではないです。これこういうふうにしたら、過去私たちが話し合った時間が無駄になっているのではないかとやっているわけではなくて、そういうことも私たちは過去に考えていたのではなかったっけという確認です。

○委員長（根本謙一君） いや、過去にまさにそういう議論していたことあります。当然あちこちの資料も踏まえ、それから先進地事例もお邪魔していろいろ伺ってきて、何だよ、そこまでまだできて

いないのに条例制定しているのだとか、いろんな在り方、パターンを見てきた上で議論してこういう案をつくり上げましたけれども、でも最終的にやはりここはしっかりというところは、最終的に今日の講評をいただいて、やはりここはしっかりあるべき姿で整理したほうがいいのではないかなというふうにして皆さん思われたのではないかなというふうに私は受け止めました。ですから、初めから今日の会議は①、②、③点で一つ一つやってきて、最終的に第三者委員会はこのようにしましょうねという2つのパターンを設けておきましょうねというふうにしたわけなので。

関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません。高嶋先生と最初、研修を受けたときだったか、ちょっと記憶曖昧なのですが、そもそもその第三者委員会というのを議会の下部組織というか、そこに附属させること自体よくないのではないのという話はなかったでしたっけというところですか。そういう議論もあって、今小柴委員がおっしゃってくれた部分もあって、スピーディーさとかの部分もあって、ただそういう専門的な意見を聞く場というのも担保しておいたほうがいいのではないかなということで、ああいう書きぶりに最終的になったような記憶しているのですけれども、そもそも第三者委員会を設けるという考え自体はおかしくはないという整理で大丈夫ですか。何か俺、高嶋先生自体がそこを否定していたような気がしていたのですけれども、そうではなかったでしたっけ。

○委員長（根本謙一君） 私が記憶しているのは、法的根拠がないと。法的な根拠がないけれども、よその事例を見ますと、第三者委員会を設置しているよというところが出てきていたと。今日の先生の講評の中でも、やっぱりつくるならば第三者委員会が望ましい旨の話だったというふうに受け止めたので。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） すみません。高嶋先生自体がもう第三者委員会に……

〔「ありきだよな」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） なののですけれども、高嶋先生自体書いているのには、もう第三者委員会に限界があるのですよというのを自分で書いているわけです。なので、何かそこまでして第三者委員会を設置して、そこからの意見というのが本当に必要なのかな、どうかなというところを危惧しているのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 私は、多分高嶋先生は私たちのつくった案を間違えているというか、受け止め方が、必要に応じてと書いてあったから、あっ、この人たちは第三者委員会を立ち上げるのだなというふうに読み取ってくれてしまって、なおかつ必要に応じてと書いてあるから、必要に応じてと書いてしまうとちょっと曖昧さが残るから、例えば当該議員が事実を認めない場合はとかって具体的に、必要に応じてではなくて、そこだけを変えたほうがいいよと言っていたような話だったと私は認識しているのです。だから、これは私はただ単に読み間違えているだけではないのかなというふうに思っていましたけれども、違うのですかね。それとも、フィードバックのときに、これ第三者委員会って

書いていないけれども、第三者委員会を設置したほうがいいからねという話ではなかったと思ったのですけれども、どうだったでしたっけ。

○委員長（根本謙一君） どうです。事務局として今のはどうです。客観的に聞いていただいて。関本次長。

○議会事務局次長兼係長（関本 達君） 高嶋先生、確かに第三者委員会云々とは言っていたのです、今日。だから、何でかなというような、何か私の中ではちょっと腑に落ちない感があったのですけれども、やはり必要に応じて書いてあったので、自分の中でもちょっと、高嶋先生が何でああいう主張になったのかちょっとよく分からないなと。第三者委員会みたいなのを立ち上げて云々なので、本来は県とかにある人事委員会を頼るべきだよという話があったので、私のほうとしては人事委員会のほうにそういう問合せとかもしたのですけれども、議会からの受付というのはしないですよという話だったので困りましたという話を高嶋先生にもして、うちの町では基本議運のほうで判断するという考え方をしたいとか、それを条例の案としたいのですということはお伝えはしたのですけれども、高嶋先生から言われたのは、それでもやはり何か議運で一方的に決めたというのはちょっとどうなのかなという意見は確かにあったのですけれども、何か以前、第三者委員会の立ち上げというのは法的には認められていないから、そこはちょっと難しいねというイメージが強かったので、今日、加害議員が認めていないときは第三者委員会云々という話になったときに、あれっというふうには感じました。

○委員長（根本謙一君） 私のメモ書きには、認めない場合は第三者委員会の制度がやっぱり必要の旨述べられたというふうに、ちょっと走り書きですけれども、書いてあります。それは、条件としては合議体であることと、それから必要性についての基準は必要ですよということ、2つ述べられました。弁護士では、中立を旨としてはいるものの、やはり個人単独では限界があるし、疑問が残ると。中立性を確保するためには、やっぱり3人は必要ですねという話だったと。私のメモ書きからすれば。いずれ、今ここでどう結論出せないのか、ここをちょっと踏まえて高嶋先生に再度メールで伺うということできないかな。ここをやっぱり解いておく必要があるなと思うので。そういうことでここは収めておいていかがでしょうか。副委員長、何か意見があればお願いします。

星副委員長、お願いします。

○8番（星 次君） 委員長おっしゃるとおり、この件には本当になかなか結論も出なかったもので、やっぱり時間をもらって正副の委員長に一任ということで再度検討していくというふうなことに今日はしたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

○委員長（根本謙一君） では、確認ですけれども、今の懸念の点については高嶋先生にメール等でちょっと問合せしてみるということで、今日のお礼かたがたちちょっと、特別委員会でこんな議論に至ったので、ご助言いただければということで、ちょっと伺ってみてください。申し訳ない。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、（２）のその他ですけれども、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、なければ次の４、その他ですけれども、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、それでは事務局に進行をお任せしたいと思います。

○議会事務局長（川田佑子君） では、５、閉会に移ります。副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 委員の皆様には、午前中からということで大変お疲れのところ、第９回の特別委員会に出席していただき、また本当に難しい、高嶋先生からのいただいた問題についていろいろ皆さんから意見を賜り、議論を重ね、よりよい方向に導いたのかなというふうに思っております。まだまだ今後詰めなくてはならない部分がいっぱいありますが、その都度事務局と委員長と話し合いながら、皆さんに資料を提示していきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げ、第９回の議会改革推進特別委員会を閉じます。今日はありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 ４時００分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月13日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達